

令和3年1月12日

保護者様

墨田区立二葉小学校
校長 山崎 隆

墨田区学習用タブレット端末の利用についての確認書提出のお願い

新春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

12月に配布しました「GIGA スクール構想 保護者用リーフレット」でもお知らせしましたが、GIGA スクール構想の実現に向け、墨田区では令和3年1月より、児童一人につき一台の学習用タブレット端末が区から貸与されることとなりました。

つきましては、本校では下記のような見通しで準備や配布を進めていく予定です。これに伴い、貸出に関する注意事項をお読みいただき、確認した上で、ご提出してください。

記

1 タブレット配布までの流れ（予定）

1月中旬	・「墨田区学習用タブレット端末の利用についての確認書」配布・提出。
1月下旬	・タブレット端末の配布及び校内での使用を開始。
2月下旬以降	・校内での使用の様子を見ながら、高学年から順次持ち帰りでの使用を開始。

2 確認書の提出について

墨田区から貸出されたタブレット端末は、学習用として使用します。タブレット端末の更新があるまでは自分専用として管理し、卒業や転出時には学校へ返却していただきます。

下記の事項をお読みいただき、確認をお願いします。右側の確認書に、必要事項に記入および押印の上、1月20日（水）までに、担任へご提出してください。

<貸出に関する注意事項>

- ① タブレット端末の利用時間、情報モラル、インターネットの使い方等についてご家庭でお子様と話し合い、ルールを守るようにしてください。
- ② 紛失、故障、破損があった場合には速やかに学校に報告してください。なお、タブレット端末は保険に加入していますが、紛失、また故意や乱暴な取り扱い（投げる・たたくなど）による、故障、破損の際は、修理代金等をご負担いただく場合があります。
- ③ 充電アダプター、充電ケーブルの紛失、破損、故障についてはご家庭で購入していただきます。
- ④ タブレット端末を持ち帰った場合は、毎日自宅で充電をお願いします。
- ⑤ ご家庭で使用する場合は、家庭のWi-Fi環境を利用してインターネットに接続していただきます。ご回線接続の問い合わせやサポートは、学校や教育委員会では行いませんのでご了承ください。
- ⑥ 携帯電話のテザリング接続等、通信費が発生する場合はご家庭での負担となりますのでご注意ください。

【問い合わせ】

副校長 関口 亮治
GIGA スクール担当 本多 泰介
電話 03-3625-0305

墨田区学習用タブレット端末の利用についての確認書

墨田区から貸出されたタブレット端末は、学習用として使用します。

タブレット端末の更新があるまでは自分専用として管理し、卒業や転出時には学校へ返却していただきます。

下記の事項をお読みいただき、確認した上で、必要事項に記入および押印のうえ、ご提出してください。

<貸出に関する注意事項>

- ① タブレット端末の利用時間、情報モラル、インターネットの使い方等についてご家庭でお子様と話し合い、ルールを守るようにしてください。
- ② 紛失、故障、破損があった場合には速やかに学校に報告してください。なお、タブレット端末は保険に加入していますが、紛失、また故意や乱暴な取り扱い（投げる・たたくなど）による、故障、破損の際は、修理代金等をご負担いただく場合があります。
- ③ 充電アダプター、充電ケーブルの紛失、破損、故障についてはご家庭で購入していただきます。
- ④ タブレット端末を持ち帰った場合は、毎日自宅で充電をお願いします。
- ⑤ ご家庭で使用する場合は、家庭のWi-Fi環境を利用してインターネットに接続していただきます。ご回線接続の問い合わせやサポートは、学校や教育委員会では行いませんのでご了承ください。
- ⑥ 携帯電話のテザリング接続等、通信費が発生する場合はご家庭での負担となりますのでご注意ください。

墨田区立二葉小学校校長様

貸出にあたり、上記注意事項について確認しました。

令和 年 月 日

年 組 番

児童氏名 :

保護者氏名 : 印